

「ナイトタイム等を活用した本多の森エリアの魅力創出業務委託」仕様書

1 目的

本多の森エリアに位置する文化施設（県立美術館、県立歴史博物館、国立工芸館）では、夏季に特別展「まるごと奈良博」展や「知の大冒険―東洋文庫 名品の煌めき―」等を開催するとともに、早朝・夜間の特別開館を行うこととしており、特別開館にあわせエリア一体でにぎわいを創出し、文化観光の推進を図る。

また、令和6年能登半島地震により深刻な影響を受けた能登を応援するとともに、3月の北陸新幹線延伸地域を盛り上げる催しを企画し、能登の復興に向けた応援消費及び開業効果の促進を図る。

2 委託者

兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）

※事務局：石川県文化観光スポーツ部文化振興課

3 委託期間

契約締結日から令和6年12月31日まで

4 本事業の対象

本多の森公園、県立美術館、県立歴史博物館、国立工芸館

5 委託業務の内容

(1) グルメ・クラフトフェアの開催

期間：令和6年8月10日（土）、11日（日） ※9日（金）設営、12日（月）撤去

時間：各日11:00～20:00

場所：本多の森公園

<内容>

- ・県民や観光客の来場を促すような親しみやすいイベント名を検討し委託者へ提案すること。
- ・開催にあたっては、県内の話題の飲食店や、クラフト販売店など、60店程度が出店するよう調整すること。（飲食店には、クラフトビール、地酒、地ワイン等の酒類を提供する店舗を含む）
- ・令和6年能登半島地震により深刻な影響を受けた能登への応援消費を促進し能登の魅力をPRするため、出店店舗60店のうち10店程度は能登の物産を販売する店舗や珠能登の文化を体験できる店舗を調整すること。
- ・また、3月の北陸新幹線延伸地域を盛り上げ開業効果の促進を図るため、出店店舗60店のうち10店程度は南加賀地域や福井県の物産を販売する店舗や、九谷焼等、南加賀の文化を体験できる店舗を調整すること。
- ・県立美術館、県立歴史博物館、国立工芸館で開催中の各展覧会内容を意識したワークショップ等のイベントを実施すること。

※8/10(土)、11(日)に開催中の展覧会

県立美術館：「まるごと奈良博」展

歴史博物館：「知の大冒険―東洋文庫 名品の煌めき―」

国立工芸館：「おとなとこどもの自由研究 工芸の光と影展」

- ・屋外コンサートを各日1回ずつ開催すること。
- ・集客を促進するため、観光客等が多く訪れるエリアとの周遊を図ること
- ・伝統工芸の意匠や技法を用いた光のオブジェを園内の緑地等に設置し、日没後から点灯させること。なお、県が所有する光のオブジェを利用することができる。
※光のオブジェの配置場所検討にあたっては、国立工芸館や県立歴史博物館等のライトアップとの調和を図ること。
- ・受託者はグルメ・クラフトフェアの開催にかかる電気料金を負担するか、または発電機等で必要な電力を確保すること。

(2) キッチンカー等の設置及び飲食需要調査の実施

①キッチンカー等の設置

期間：令和6年7月20日（土）、27日（土）、8月3日（土）、17日（土）、
11月9日（土）、10日（日）

時間：7月：11:00～19:30、11月：10:00～17:00

場所：本多の森公園

<内容>

- ・各年代に訴求力のあるスイーツやドリンク、軽食など、集客力のある様々なジャンルのキッチンカーを各日5台程度配置すること。
- ・来訪の目的となるような集客力のある出店者を選定すること。
- ・日替わりで出店者を変更するなど、来場者を飽きさせないような工夫を図ること。
- ・飲食用のベンチやテント等、来場者の飲食の用に供する備品を用意すること。
- ・調理用等電源は受託事業者及びキッチンカーの出店者で確保すること。
- ・キッチンカーの出店日における管理運営体制及び出店者との連絡調整体制を確立すること。
- ・出店者から各日、売上の5%の敷地使用料を徴収すること。なお、敷地使用料は実行委員会の収入とする。

②上記「①キッチンカー等の設置」による飲食需要調査の実施

以下の点について調査を行うこと

- ・各商品の売上内容や購買層等（キッチンカー出店者への聞き取り）
- ・エリア来訪者の飲食需要（キッチンカー来訪者へのアンケート調査）

(3) 広報

①広報チラシの制作・印刷・発送

掲載内容：夏季に開催するイベント（夜間開館、グルメ・クラフトフェア、キッチンカー等）

※委託者と協議のうえ、決定すること

規格：A4版・両面・4色カラー

枚数：10,000枚

発 送 先：委託者が指定する配布先（約100箇所程度）

※受託者に発送先リストを提供する。

発送時期：令和6年6月下旬

そ の 他：使用するデータ等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。

② 広報看板の設置

グルメ・クラフトフェアについて、会場周辺に広報看板を設置すること。

③ その他広報

グルメ・クラフトフェア及びキッチンカーへの誘客促進を図るため、効果的な事前広報を行うこと。

6 イベント運営に係る留意事項

- ・使用する機材一式、スタッフ（会場設営・管理・運営）は受託者で確保すること。
- ・保健所や消防署等への許可申請・届出等は、受託者が行うこと。
- ・ゴミの分別・処理を適正に行うこと。
- ・動線・機材配置にあたっては、随時実行委員会及び施設・公園管理者等へ確認し了解を得ること。
- ・安全管理に万全を期すこと。来場者への注意喚起が必要な箇所がある場合には、実行委員会及び施設・公園管理者等と協議の上、看板を作成する等、工夫して対応すること。なお、万一、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに実行委員会に報告すること。

7 業務の進め方

- ・受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュール・体制計画等を契約後7日以内に提出し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- ・受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連携を図り、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に随時報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。また、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- ・個人情報に関連する業務については関係法令を遵守すること。

8 成果物の提出

(1) 事業実施報告書

委託事業の実施結果及び飲食需要調査結果をまとめた報告書を作成し、データで提出すること。

<報告書に記載すべき主な事項>

- ・事業の概要
- ・日にちごとの来場者数、属性
- ・キッチンカー出店者・キッチンカー来訪者へのアンケート調査結果

- ・キッチンカーの売上内訳（商品、数量）及び分析
- ・実施結果に基づく改善事項

9 その他

- ・受託者は、受託者が行う業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。
- ・他者が著作権等の権利を有するものを使用する場合は、事前に、権利者から二次仕様を含む使用の許可、及び事後にも権利を主張しない旨の許諾を文書で得ておくこと。当該権利等に関し何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- ・本業務における成果品に関するすべての権利は県に帰属し、県は無償で二次使用できることとし、使用にあたって著作物の加工が必要と判断した場合は受託者の許可なく加工できることとする。